

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 取引先の皆様と改善活動を展開することにより社会の持続的な発展に貢献する製品やサービスを世界へ向けて提供し、日本のモノづくりを継承する喜びを共有します。
- 取引先の皆様と当社の生産計画を共有し、生産性の向上と効率化を追求します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型管理の適正化」を推進します。保管が必要な型と不要な型を明確にし、不要な型は廃棄を促進します。保管が必要な型については管理費用の支払い等を下請事業者と十分協議のうえ合意します。合意内容は覚書として明文化します。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

手形等で支払う場合の支払いサイトは60日としています。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- 当社は、かねてより下請代金の支払条件の改善に取り組んでいます。
- 当社は、下請代金支払遅延等防止法の遵守を徹底するために同法の管理責任者を配置し、住友重機械グループ本社主催の各種講習会を毎年受講し認識共有化を図っています。
- 当社は、取引先の皆様との協業によるコスト低減活動（VE 等）を積極的に推進しています。その成果配分については、事前に協議・決定しています。

2020年8月19日

住友重機械搬送システム株式会社 代表取締役社長 遠藤 辰也